(昭和54年4月1日 施行)

(目的)

第1条 役員及び評議員が学苑用務により会議に出席及び業務のため出張した場合に支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

(運賃)

- 第2条 理事会、評議会等に出席するため自宅より開催地に至る交通機関に要する実費を支給する。ただし、学苑職員(学苑長を含む。)のうちから役員及び評議員に依嘱された者で<u>学校法人高田学苑給与規程</u> 第21条に規定する通勤手当を支給されている者については支給しないものとする。
- 第3条 業務のため県内出張の場合は運賃の実費及び片道50キロメートル以上にわたる場合は急行料金を支給するものとする。
- 第4条 業務のための県外出張は第3条に決める額とする。ただし遠隔地出張については、片道200キロメートル以上の場合は特別急行料、片道400キロメートル以上の場合は、特別急行料と併せ寝台券料を支給するものとする。ただし、業務の都合により航空便を利用した場合はその実費を支給する。

(日当)

- 第5条 学苑用務により出張した場合の日当は1日6,500円とし出張日数分を支給するものとする。
- 2 学苑職員である理事及び評議員が学苑用務により出張した場合の日当は、<u>学校法人高田学苑教職員旅</u> 費規程の規定にかかわらず日当は1日3,000円とし出張日数分を支給するものとする。

(宿泊費)

第6条 宿泊料は1夜1万5,000円とし宿泊日数分を支給する。ただし寝台券の支給を受けた場合のその 日の宿泊料は支給しないものとする。

(その他)

第7条 この規程の改正は理事会の議を経てこれを改正する。

附則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附則

この変更規程は、平成2年11月1日から施行する。

附則

この変更規程は、平成4年5月29日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。